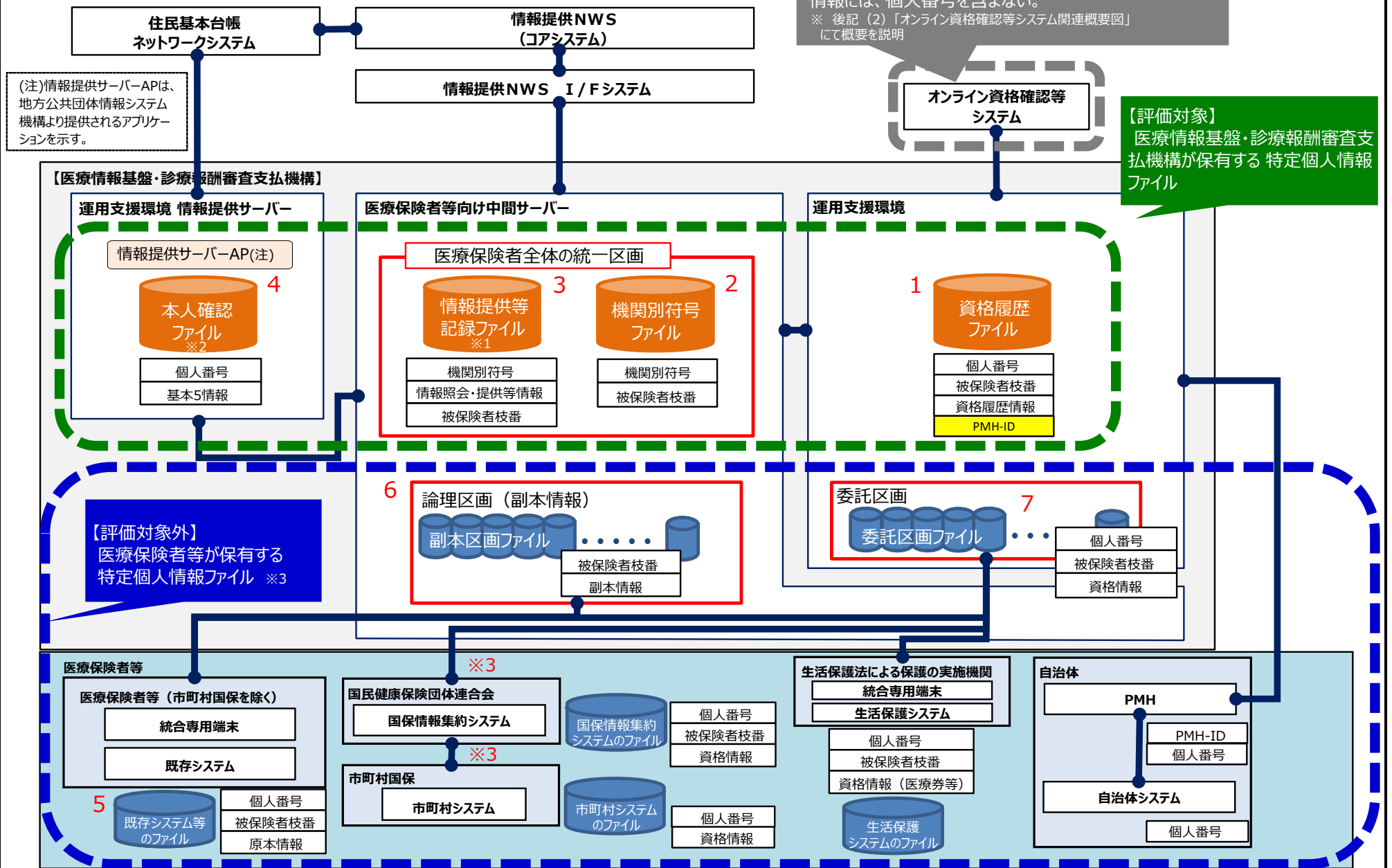


システム全体構成図（当評価書における評価対象範囲）
(1) 医療保険者等向け中間サーバー等全体構成図



(備考)

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が保有する特定個人情報ファイルは、以下4つのファイルから構成される。

1.資格履歴ファイル(情報提供の求めを受けた際に、必要な情報を保有する医療保険者等を特定するために、医療保険者等向け中間サーバー等を利用する全ての医療保険者等の加入者等の資格履歴情報を管理するファイル)

2.機関別符号ファイル(情報連携事務を効率的に行うために、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が一括して取得する医療保険者等の機関別符号を管理するファイル)

3.情報提供等記録ファイル(加入者等からの開示請求対応や番号利用法第35条(報告及び立入検査)に基づき、個人情報保護委員会から報告を求められた場合のために、情報連携の際の情報提供等記録を含むアクセス記録を管理するファイル)

4.本人確認ファイル(住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を集約化し、効率的な運用を実現するために、医療保険者等からの照会要求及び住民基本台帳ネットワークシステムからの照会結果を一時的に管理するファイル)

医療保険者等が保有する特定個人情報ファイルは、以下3つのファイルから構成される。

5.既存システム等のファイル(医療保険者等が既存システム等において給付、保険料等に係る加入者情報を管理するファイル)

6.副本区画ファイル(医療保険者等(市町村国保、生活保護法による保護の実施機関及び防衛省を除く。)が医療保険者等向け中間サーバー等において情報連携のための副本を管理するファイル。副本区画ファイルにおいては、各医療保険者等に論理的に区分された区画に副本が保存される。)

7.委託区画ファイル(各医療保険者等が医療保険者等向け中間サーバー等において資格情報を管理するファイル。委託区画ファイルにおいては、各医療保険者等ごとに論理的に区分された区画に資格情報が保存される。)

* 医療保険者等向け中間サーバー等においては、加入者等の給付、保険料等の個人情報について、各医療保険者等(市町村国保、生活保護法による保護の実施機関及び防衛省を除く。)が、各医療保険者等に論理的に区分された「副本区画ファイル」において保有することとしている。医療情報基盤・診療報酬審査支払機構は、加入者等の給付、保険料等の個人情報を保有することはない。

* 被保険者枝番とは、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号であり、医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等との間におけるキー項目となるもの。

※1 情報提供等記録ファイルについては、医療保険者等(市町村国保、生活保護法による保護の実施機関及び防衛省を除く。)が画面で参照することが可能であるが、参照できる範囲は医療保険者等自らが照会要求したものに限られる。

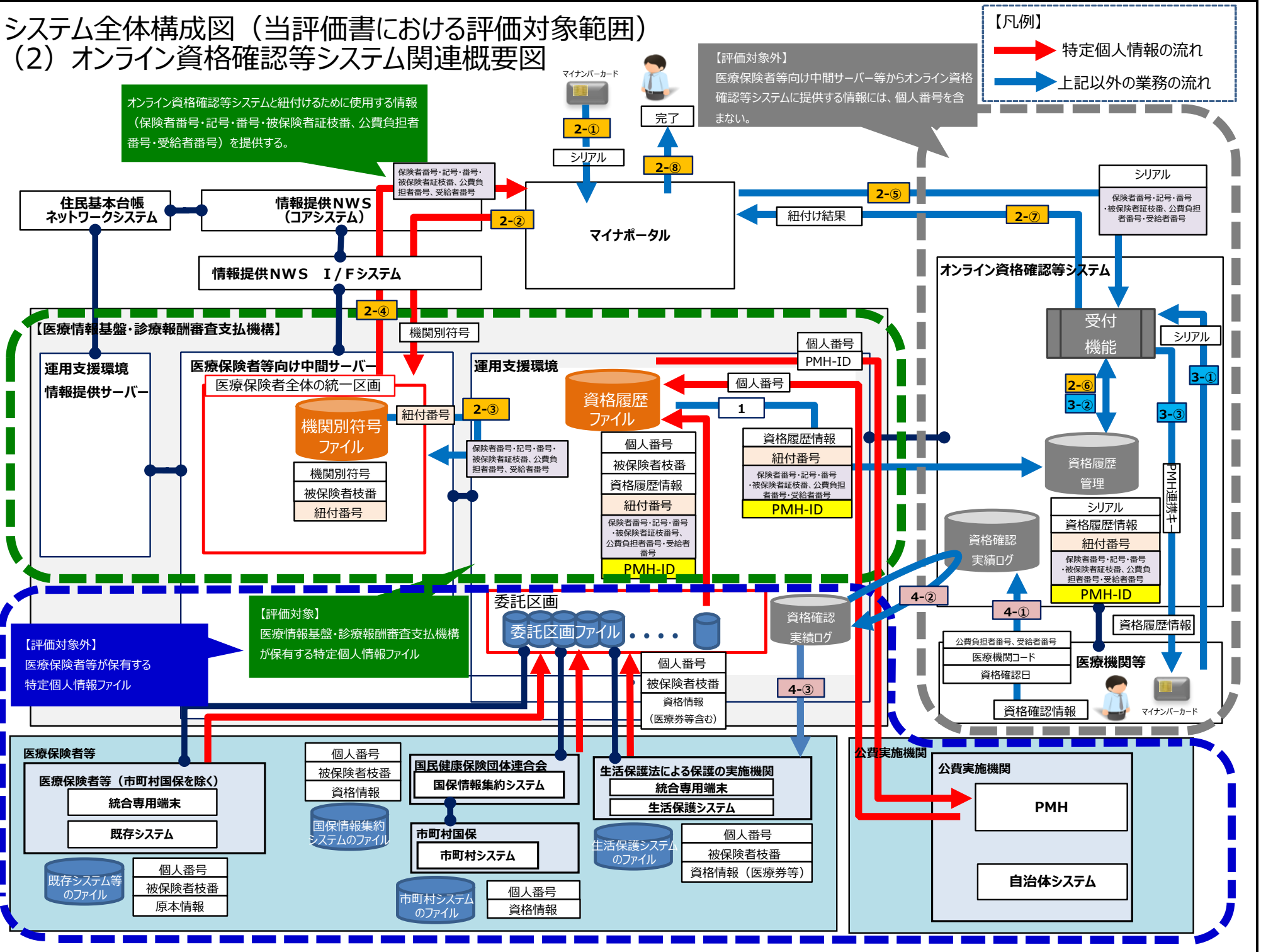
※2 本人確認ファイルについては、医療保険者等(市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関を除く。)が画面で参照することで入手することが可能であるが、参照できる範囲は医療保険者等自らが照会要求したものに限られる。

なお、市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関については、医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境の委託区画ファイル、医療保険者等向け中間サーバーを経由して、運用支援環境の情報提供サーバーの本人確認ファイルに特定個人情報が記録されるため、本人確認ファイルを入手することはできない。

※3 市町村国保の資格情報等については、国保情報集約システムを介して医療保険者等向け中間サーバー等への登録が行われる。

(別添1) 事務の内容

システム全体構成図（当評価書における評価対象範囲）
(2) オンライン資格確認等システム関連概要図



(備考)

医療保険者等向け中間サーバー等とオンライン資格確認等システムの関連業務は、以下のとおり。
なお、「1」、「3」及び「4」の業務については、個人番号を含まないため、本評価書での評価対象外とする。

1.オンライン資格確認等システムへの資格履歴情報の提供
医療保険者等向け中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに提供される情報には、個人番号を含まない。また、オンライン資格確認等システム側から医療保険者等向け中間サーバー等へはアクセスしないよう、システム的な制御を行う。
※資格履歴ファイルに保有するPMH-IDについても他の資格情報と同様にオンライン資格確認等システムへ提供する。

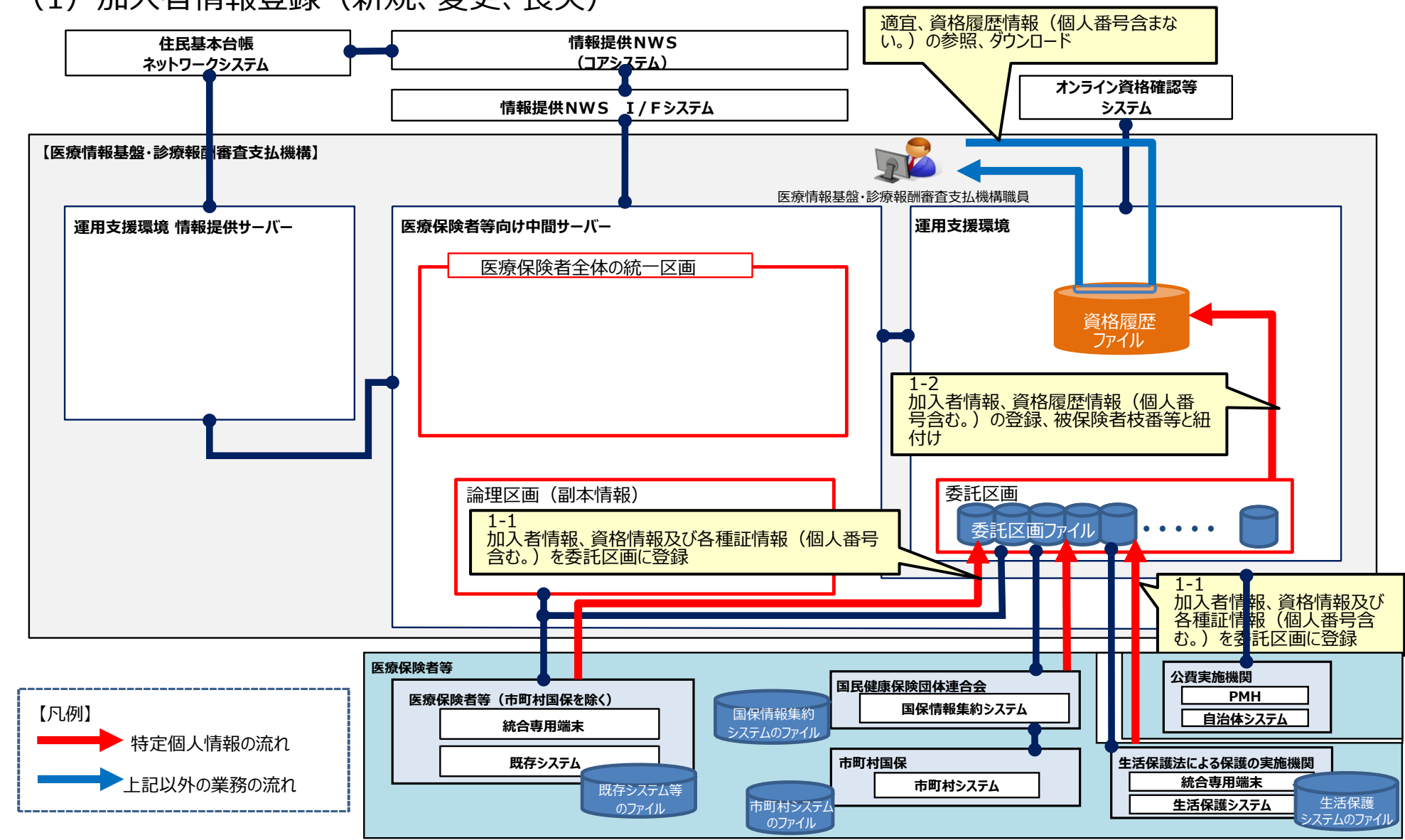
2.オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供
オンライン資格確認等システムと紐付けるために使用する情報(生活保護法による保護の実施機関を除く医療保険者等の場合は、保険者番号・記号・番号・被保険者証枝番、生活保護法による保護の実施機関の場合は、公費負担者番号・受給者番号)をマイナポータルへ提供する。

3.医療機関等の窓口での資格確認
医療機関等の窓口からオンライン資格確認等システムに接続し、資格履歴情報(生活保護法による被保護者が資格確認した場合は、医療券・調剤券情報を含む)を確認する。

4.生活保護法による保護の実施機関への資格確認実績ログの提供
医療機関等から被保護者の資格情報が確認された実績ログ(公費負担者番号・受給者番号・医療機関コード・資格確認指定日付・資格確認方法・処理日時・保護委託の有無)をオンライン資格確認等システムで生成し、医療保険者等向け中間サーバー等がオンライン資格確認等システムから取得して生活保護法による保護の実施機関へ提供する業務。生活保護法による保護の実施機関において、当該実績ログと資格情報(医療券等)を紐づけることで、頻回受診の傾向がある者等を把握する。

1. 資格履歴管理事務

(1) 加入者情報登録（新規、変更、喪失）



(備考)

1-1. 新規資格取得の場合、医療保険者等が、統合専用端末(又は既存システムの端末)にて、新規加入者等の基本5情報(氏名・住所・生年月日・性別・氏名の振り仮名)又はその一部と併せて資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画へ登録する。その後、委託区画において、システム自動処理により、被保険者枝番を採番する。

新規資格取得の場合でも再加入等の場合は、医療保険者等が、統合専用端末(又は既存システムの端末)にて、新規加入者等の基本5情報(又はその一部)と併せて資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。被保険者枝番は採番済みのものを再利用する。

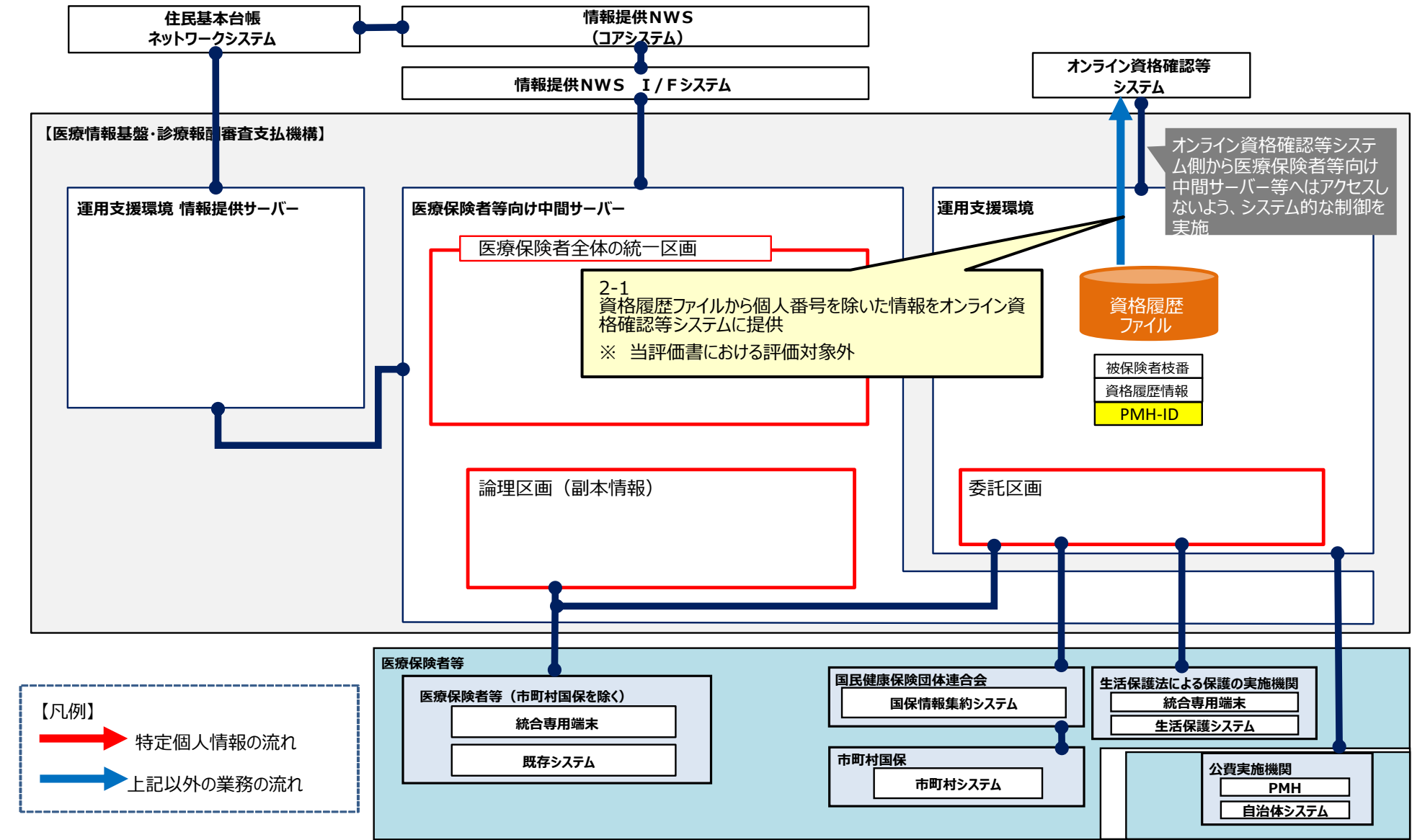
資格の変更や喪失の場合、医療保険者等が、統合専用端末(又は既存システムの端末)にて、対象者の基本5情報、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。

1-2. 運用支援環境において、システム自動処理により、委託区画から取得した加入者情報(被保険者枝番含む。)を個人番号と紐付け、その情報を資格履歴ファイルに格納する。

※ 市町村国保の資格情報等については、国保情報集約システムを介して医療保険者等向け中間サーバー等への登録が行われる。

1. 資格履歴管理事務

(2) オンライン資格確認等システムへの資格履歴の提供



(備考)

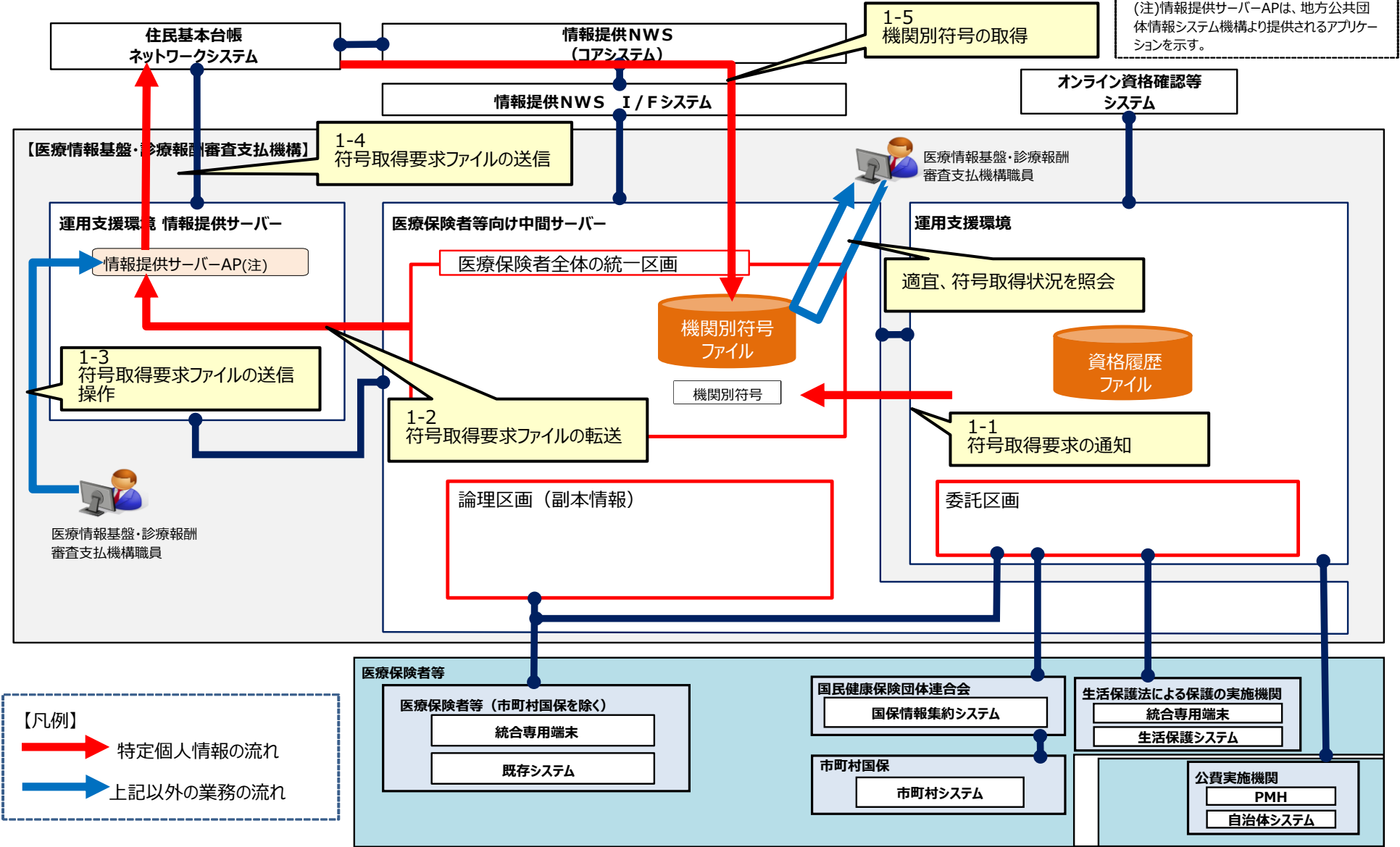
2-1. オンライン資格確認等システムで資格履歴を利用するため、資格履歴ファイルから個人番号を除いた情報(被保険者枝番、資格履歴情報及びPMH-ID)をオンライン資格確認等システムに提供する。

※ 運用支援環境においては、オンライン資格確認等システムからアクセスしないようシステム制御(情報を提供した際の処理結果電文は除く。)する。

※ オンライン資格確認等システムに提供する情報は、個人番号を含まないため、本評価書での評価対象外とする。

2.情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務等

(1) 機関別符号取得

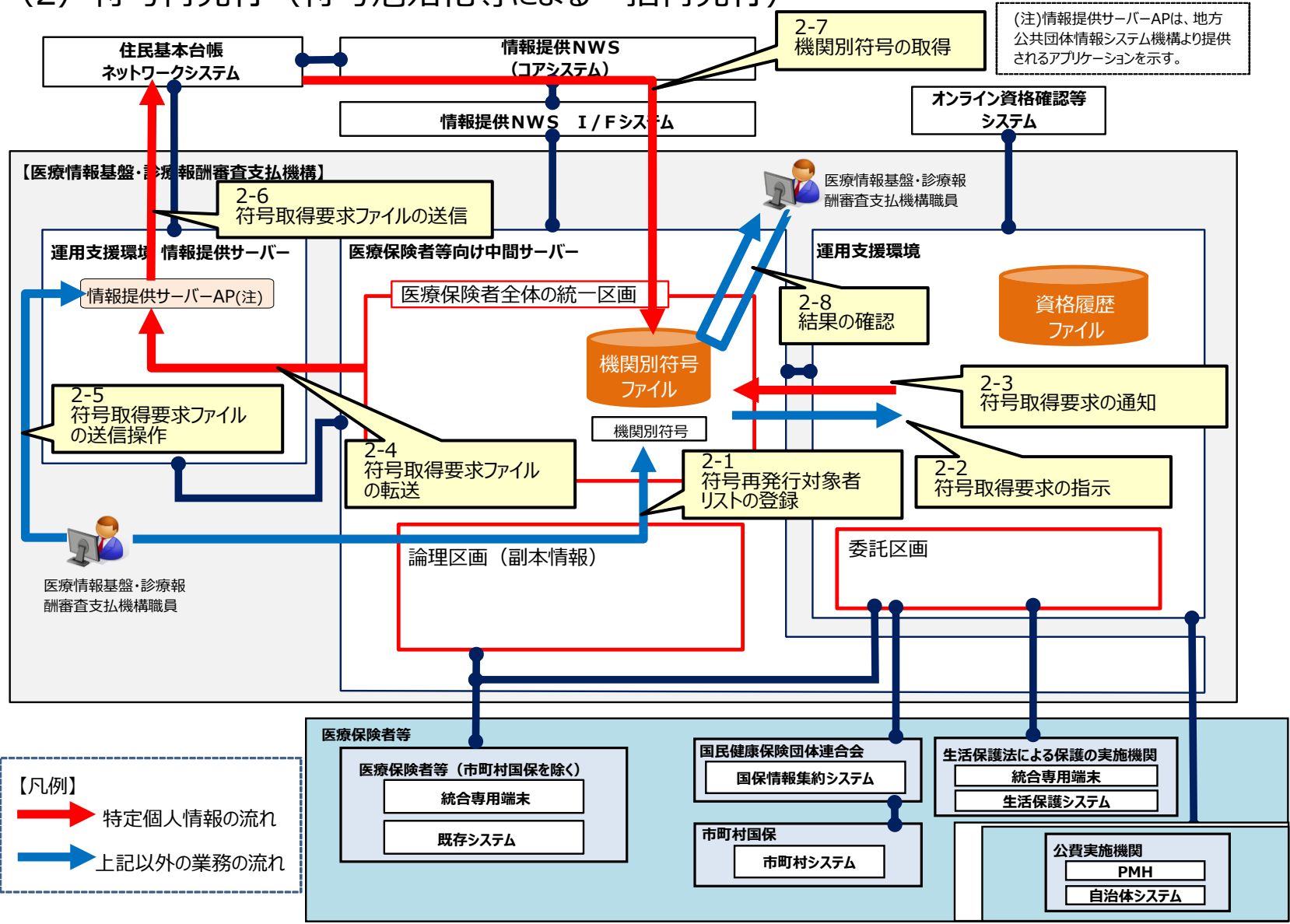


(備考)

1-1. 運用支援環境において、システム自動処理により、統一区画に機関別符号の取得要求を通知する。
1-2. 統一区画において、システム自動処理により、符号取得要求ファイルを情報提供サーバーアプリケーションに転送する。
1-3. 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員(※)が、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
1-4. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、符号取得要求ファイルを住民基本台帳ネットワークシステムに送信する。
1-5. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。

※ 情報提供サーバーアプリケーションは医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員のみが利用できる。

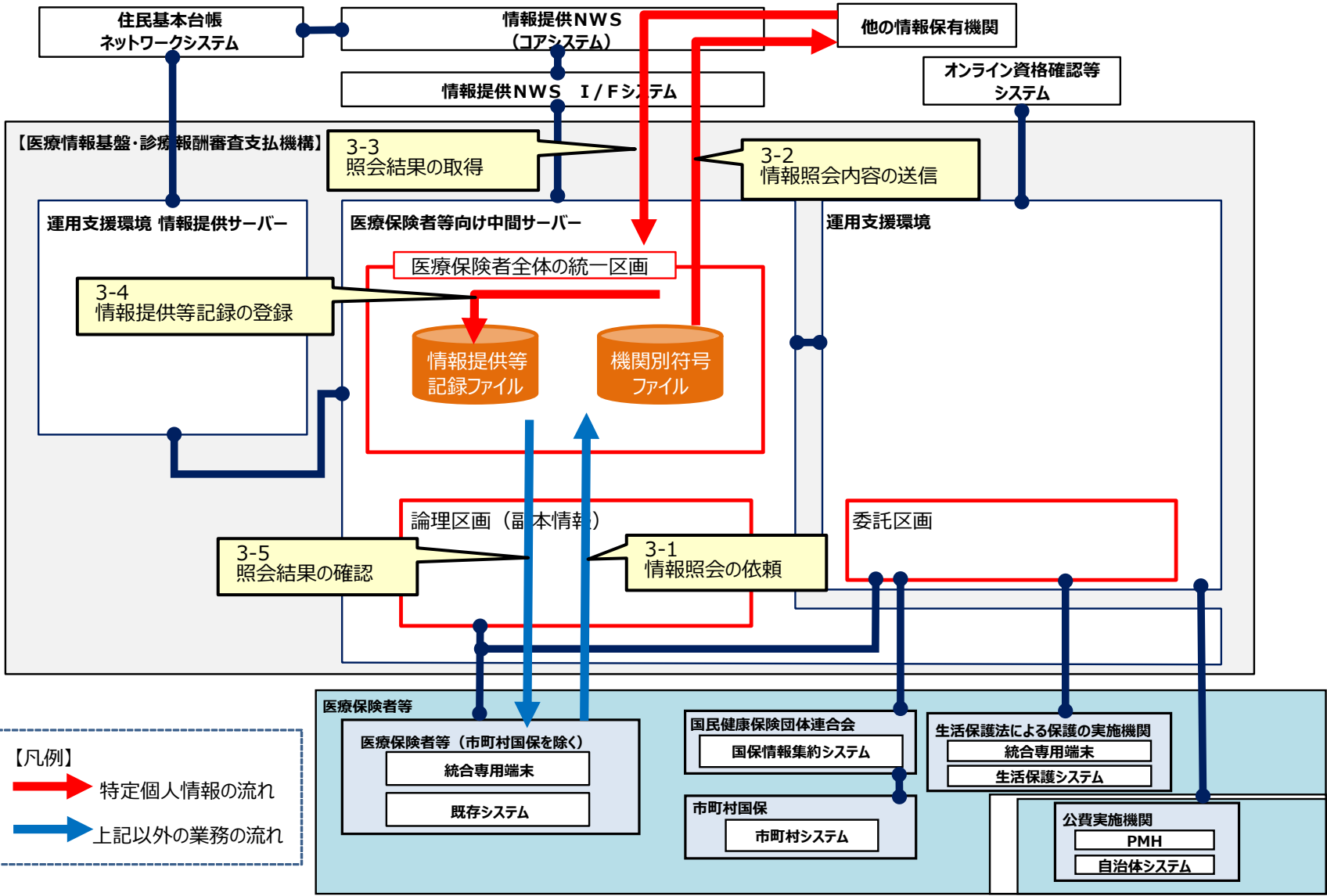
2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務等
(2) 符号再発行（符号危殆化等による一括再発行）



- (備考)
- 2-1. 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員(※)が、統合専用端末にて、符号再発行対象者リストを登録する。
- 2-2. 統一区画において、システム自動処理により、機関別符号取得要求の指示をする。
- 2-3. 運用支援環境において、システム自動処理により、機関別符号の取得要求を通知する。
- 2-4. 統一区画において、システム自動処理により、符号取得要求ファイルを情報提供サーバーアプリケーションに転送する。
- 2-5. 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員(※)が、符号取得要求ファイルを住民基本台帳ネットワークシステムに送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- 2-6. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、符号取得要求ファイルを住民基本台帳ネットワークシステムに送信する。
- 2-7. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。
- 2-8. 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員(※)が、統合専用端末にて、符号再発行対象者リストの登録結果を確認する。
- ※ 情報提供サーバーアプリケーションは医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員のみが利用できる。

2.情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務等

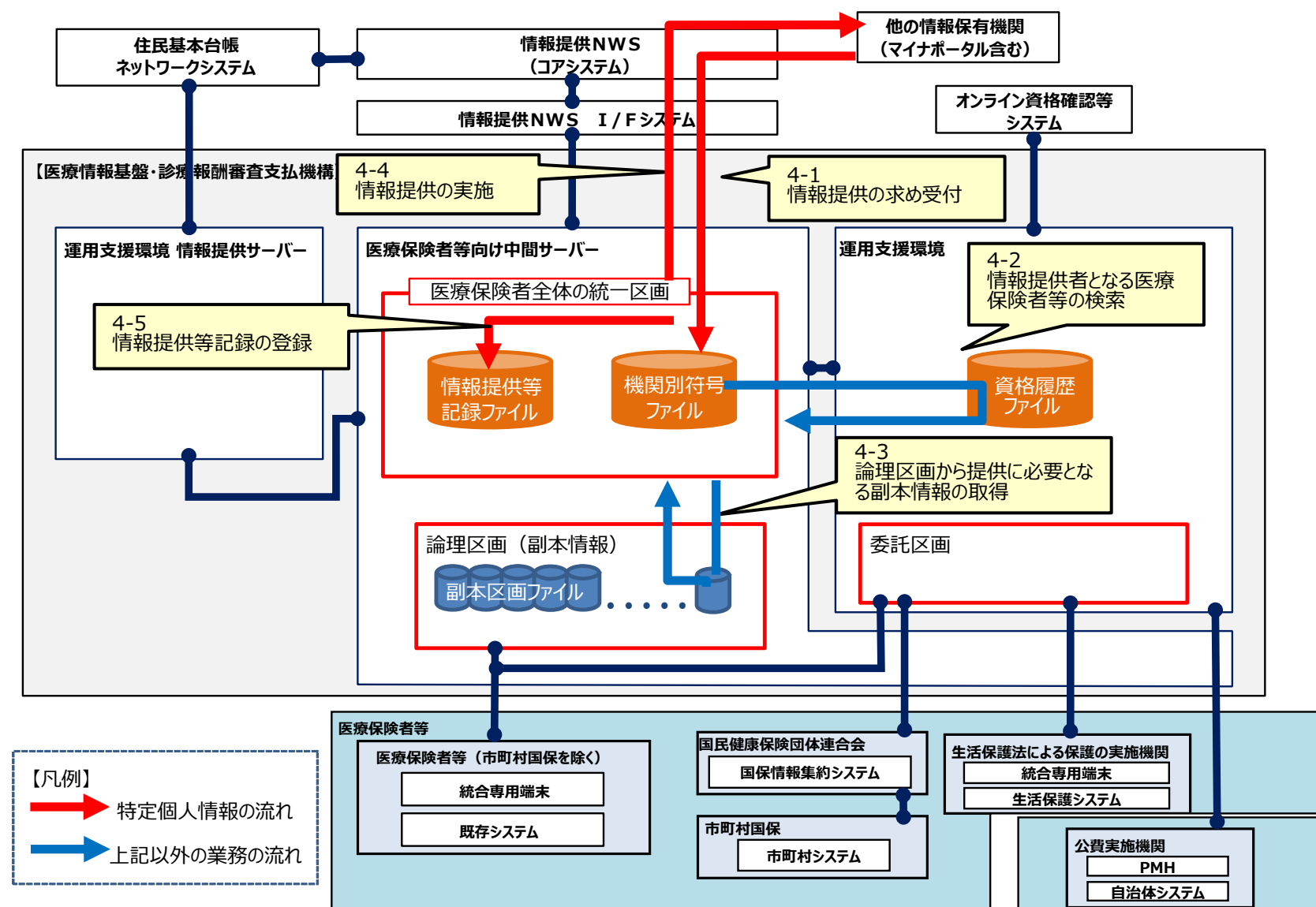
(3) 情報照会事務



- (備考)
- 3-1. 医療保険者等(市町村国保、生活保護法による保護の実施機関及び防衛省を除く。)が、統合専用端末(又は既存システムの端末)にて、他の情報保有機関に対する情報照会を依頼する。
- 3-2. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関に情報照会要求を実施する。
- 3-3. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関より照会結果を取得する。
- 3-4. 統一区画において、システム自動処理により、情報照会結果等を情報提供等記録ファイルに登録する。
- 3-5. 医療保険者等(市町村国保、生活保護法による保護の実施機関及び防衛省を除く。)が、統合専用端末(又は既存システムの端末)にて照会結果を確認する。

2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務等

(4) 情報提供事務（副本情報）

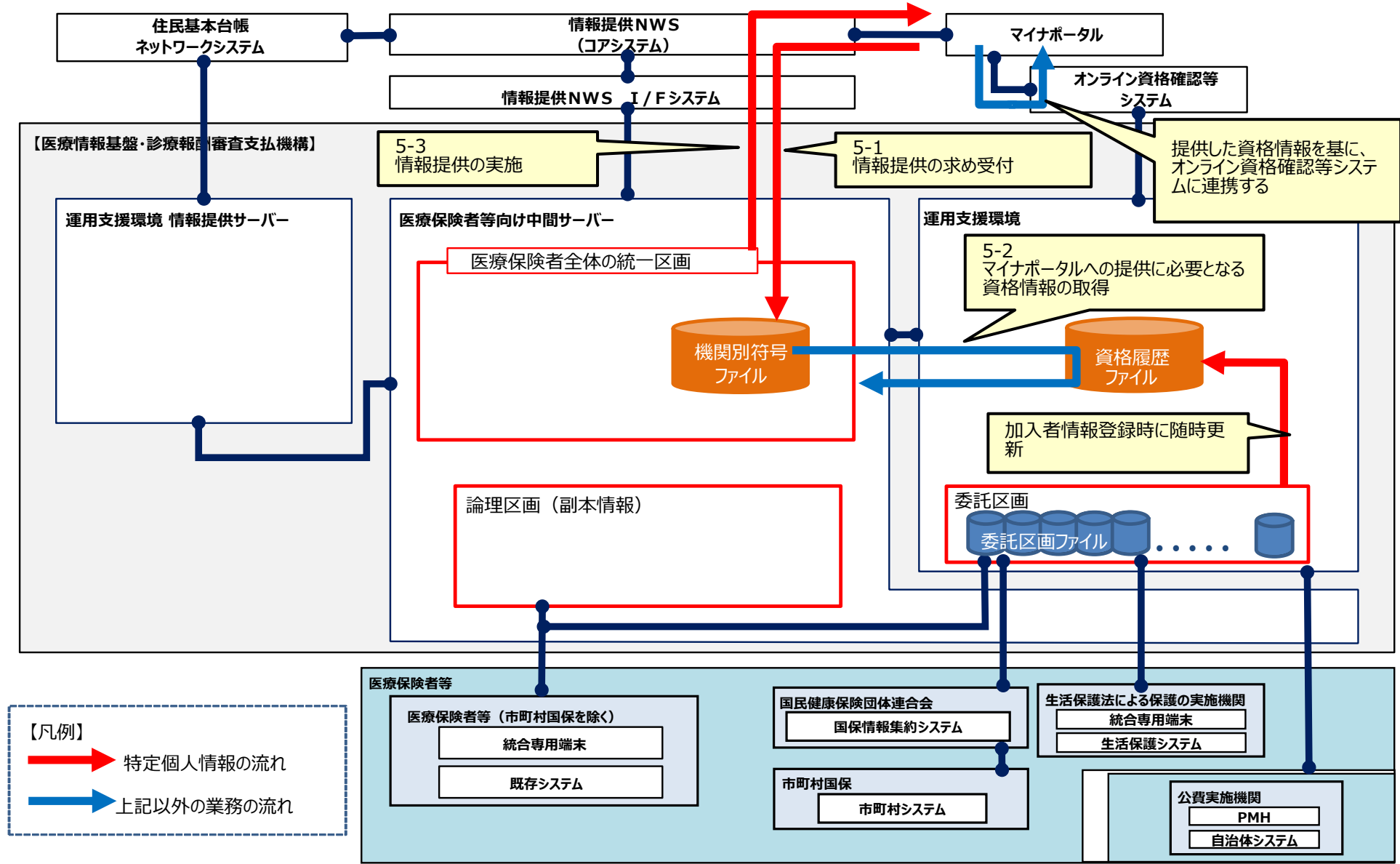


(備考)

- 4-1. 統一区画において、他の情報保有機関（マイナポータルを含む。）からの情報提供の求めを受け付ける。
 4-2. 運用支援環境において、システム自動処理により、情報提供者となる医療保険者等（市町村国保、生活保護法による保護の実施機関及び防衛省を除く。）を検索する。
 4-3. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供者となる医療保険者等（市町村国保、生活保護法による保護の実施機関及び防衛省を除く。）の論理区画（副本情報）から、提供に必要となる情報を取得する。
 4-4. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会依頼を行った他の情報保有機関に情報提供を実施する。
 4-5. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供結果等を情報提供等記録ファイルに登録する。

2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務等

(5) 情報提供事務（オンライン資格確認等システムと紐付けるために使用する情報）



(備考)

5-1. 統一区画において、マイナポータルから自己情報開示の求めを被保険者枝番にて受け付ける。

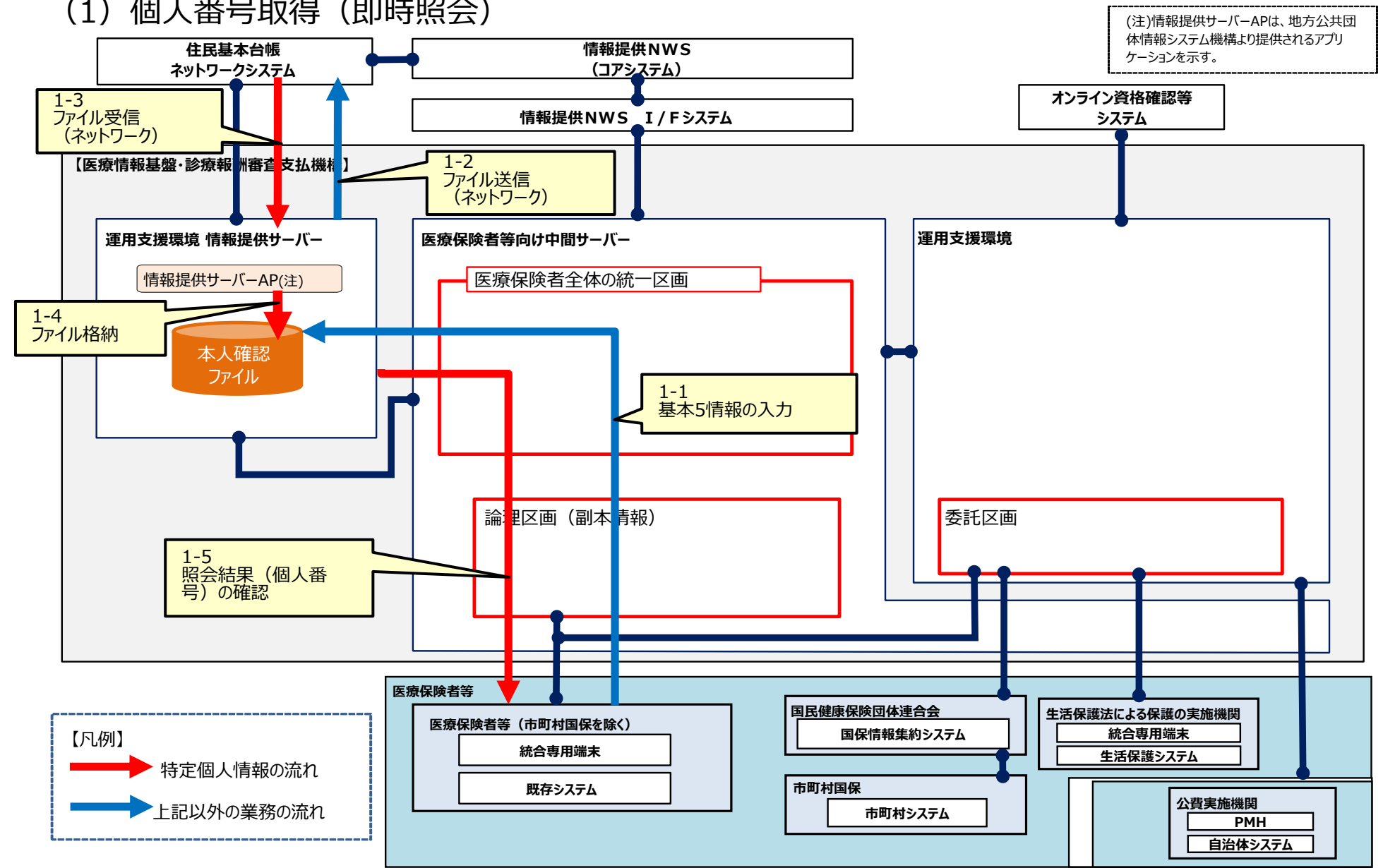
5-2. 統一区画において、システム自動処理により、運用支援環境からマイナポータルへの提供に必要なとなる資格情報を取得する。

5-3. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供ネットワークシステムを介して、マイナポータルに情報提供を実施する。

※ マイナポータルは、提供した資格情報を基にオンライン資格確認等システムと連携する。

3.本人確認事務

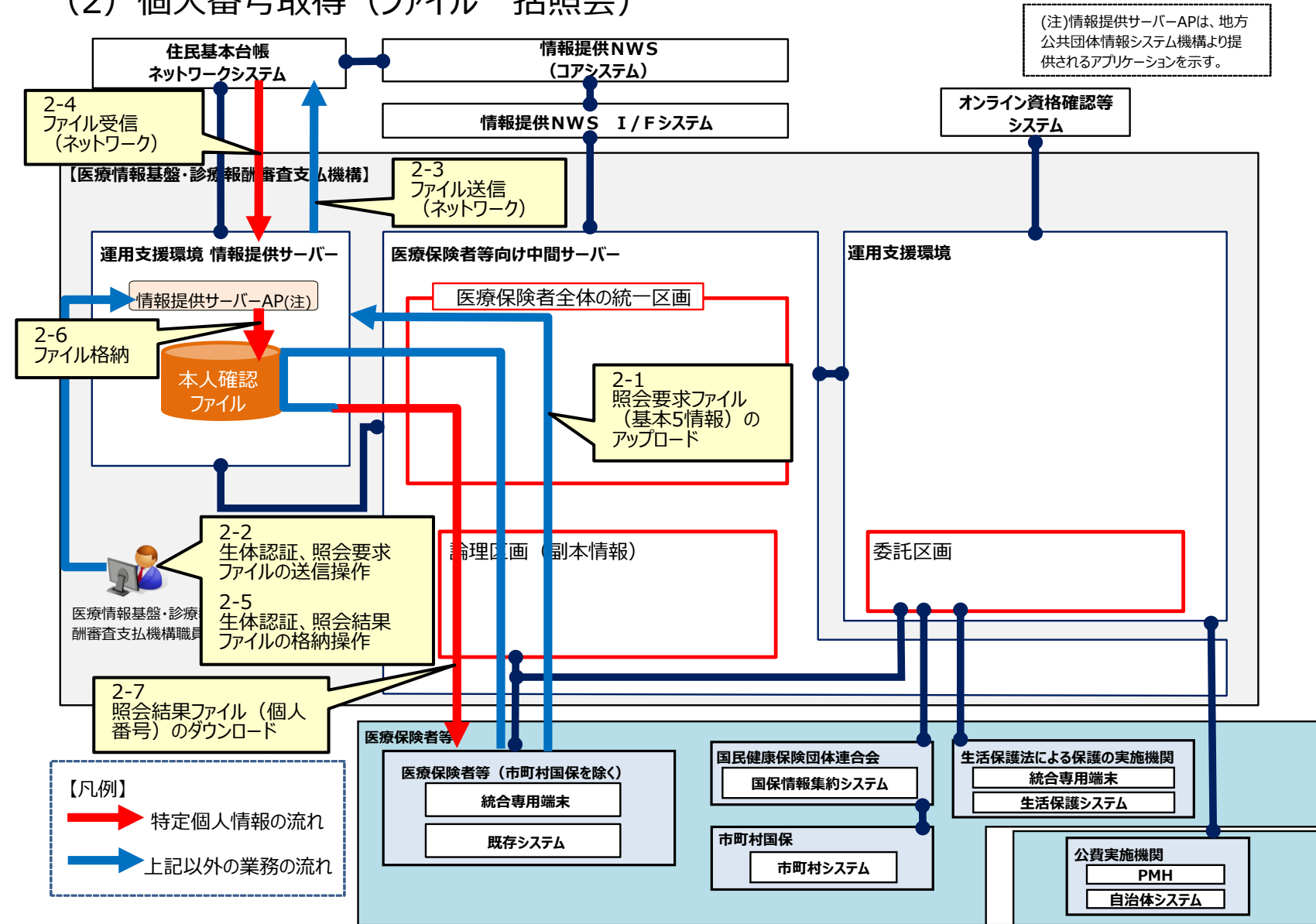
(1) 個人番号取得（即時照会）



- (備考)
- 1-1. 医療保険者等(市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関を除く。)が、統合専用端末にて、基本5情報(氏名・住所・生年月日・性別・氏名の振り仮名)又はその一部を入力する。その後、運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- 1-2. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムに、照会要求ファイルを送信する。
- 1-3. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイルを受信する。
- 1-4. 運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- 1-5. 医療保険者等(市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関を除く。)が、統合専用端末にて、照会結果(個人番号等)を確認する。

3.本人確認事務

(2) 個人番号取得（ファイル一括照会）



(備考)

2-1. 医療保険者等(市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関を除く。)が、統合専用端末にて、個人番号照会要求ファイル(基本5情報(氏名・住所・生年月日・性別・氏名の振り仮名)又はその一部)をアップロードする。その後、運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。

2-2. 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員(※)が、生体認証を利用してログインし、照会要求ファイル(基本5情報等)を住民基本台帳ネットワークシステムに送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。

2-3. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムに、照会要求ファイル(基本5情報等)を送信する。

2-4. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイル(個人番号等)を受信する。

2-5. 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員(※)が、生体認証を利用してログインし、照会結果ファイル(個人番号等)を運用支援環境(情報提供サーバー)に送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。

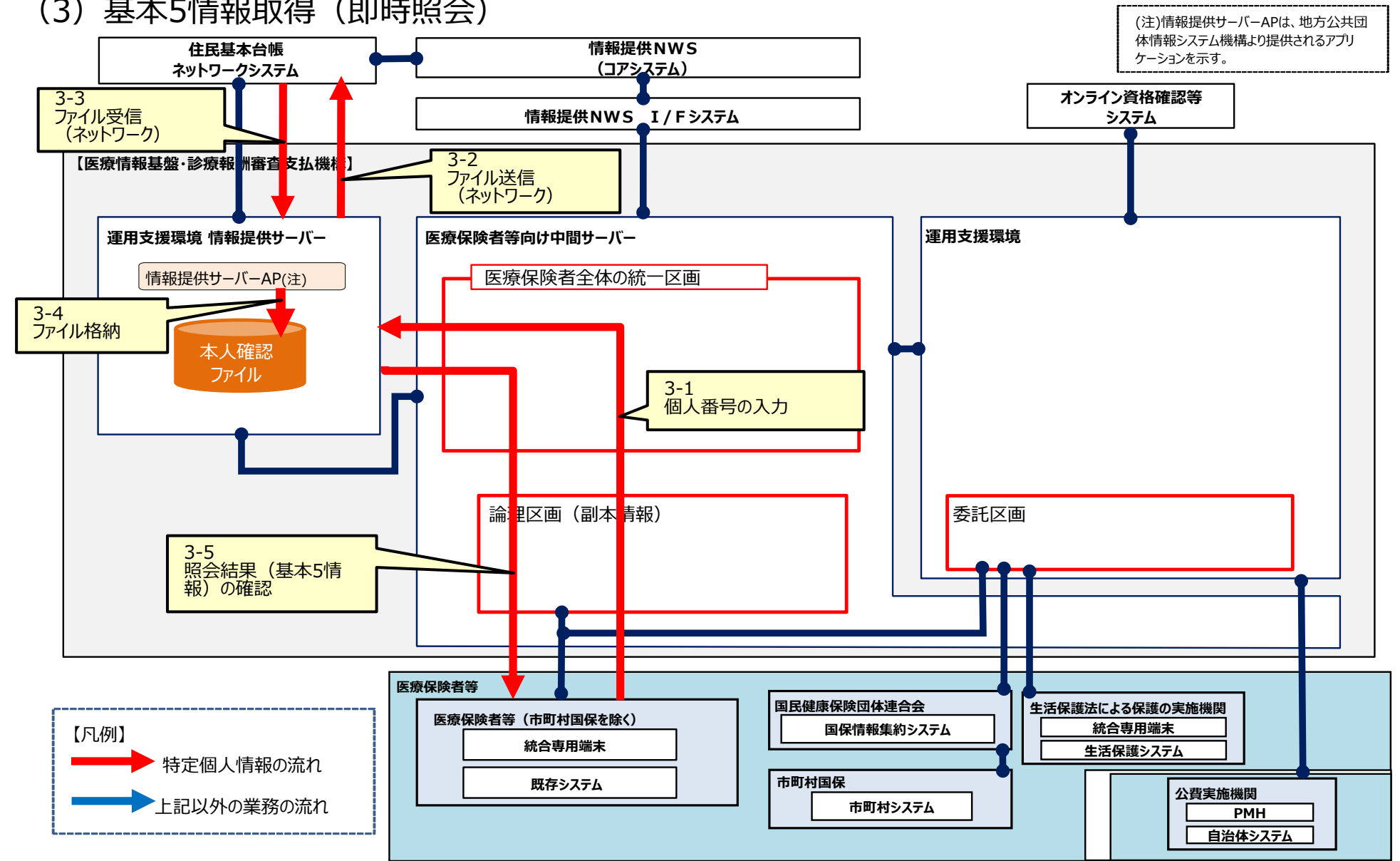
2-6. 運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。

2-7. 医療保険者等(市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関を除く。)が、統合専用端末にて、照会結果ファイル(個人番号等)をダウンロードする。

※ 情報提供サーバーアプリケーションは医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員のみが利用できる。

3.本人確認事務

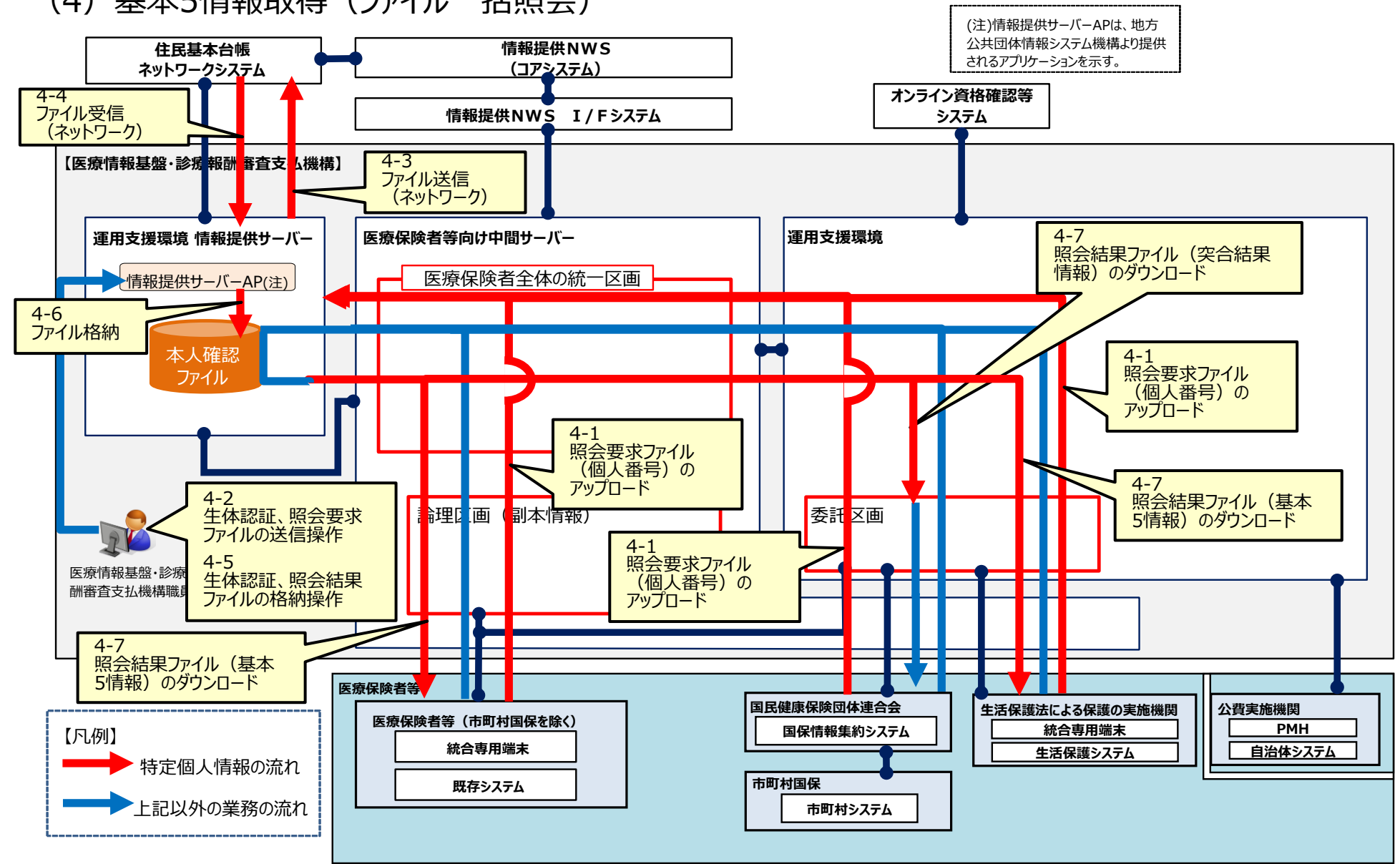
(3) 基本5情報取得（即時照会）



- (備考)
- 3-1. 医療保険者等(市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関を除く。)が、統合専用端末にて、個人番号を入力する。その後、運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- 3-2. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムに、照会要求ファイル(個人番号等)を送信する。
- 3-3. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイル(基本5情報等)を受信する。
- 3-4. 運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- 3-5. 医療保険者等(市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関を除く。)が、統合専用端末にて、照会結果(基本5情報等)を確認する。

3.本人確認事務

(4) 基本5情報取得（ファイル一括照会）

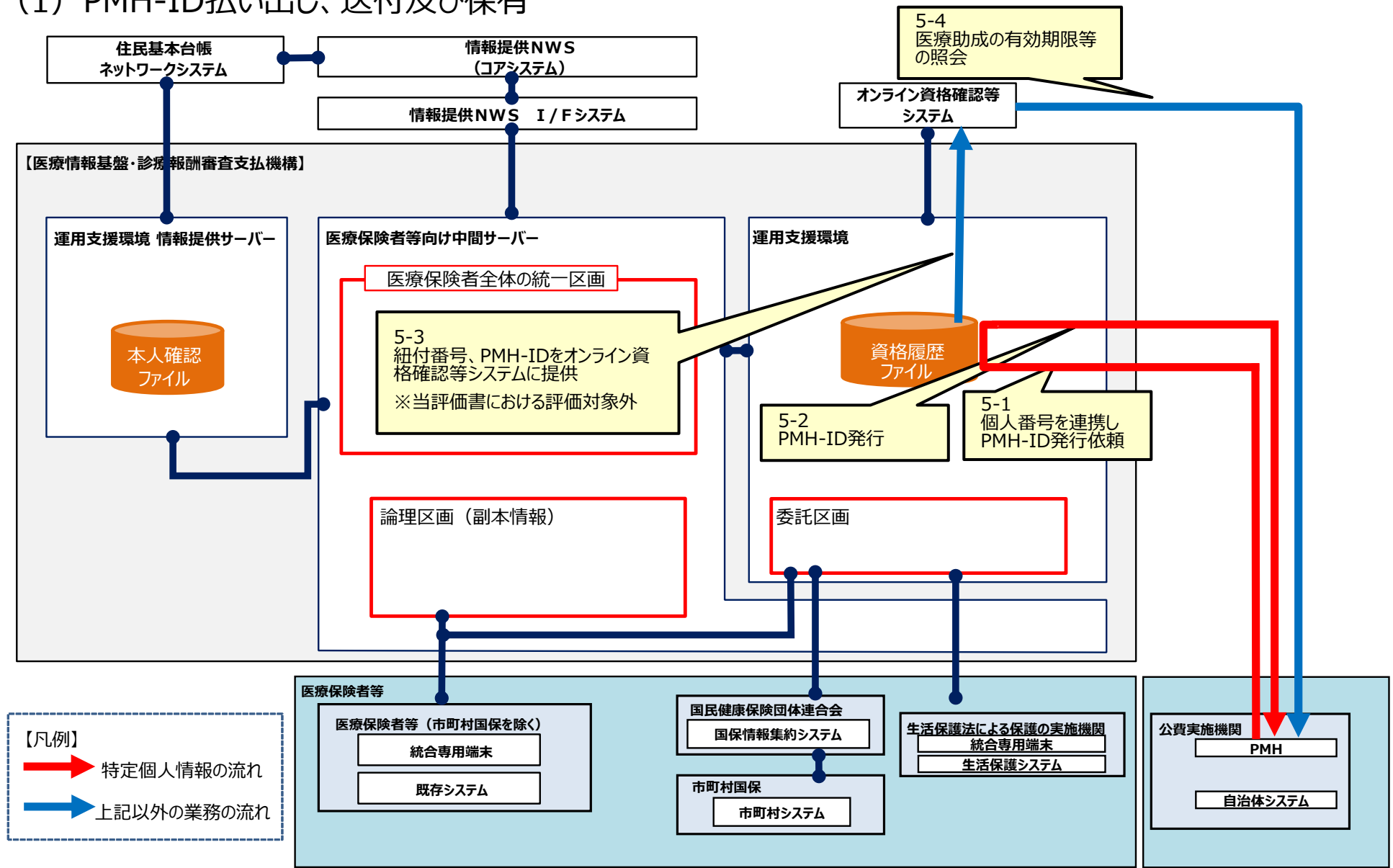


- (備考)
- 4-1. 医療保険者等(市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関を除く。)が、統合専用端末にて、基本5情報照会要求ファイル(個人番号)をアップロードする。市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関については、医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境の委託区画ファイルから、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が基本5情報照会要求ファイル(個人番号)を作成する。その後、運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- 4-2. 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員(※)が、生体認証を利用してログインし、照会要求ファイルを住民基本台帳ネットワークシステムに送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- 4-3. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムに、照会要求ファイル(個人番号等)を送信する。
- 4-4. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイル(基本5情報等)を受信する。
- 4-5. 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員(※)が、生体認証を利用してログインし、照会結果ファイル(基本5情報等)を運用支援環境(情報提供サーバー)に送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- 4-6. 運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- 4-7. 医療保険者等(市町村国保を除く。)が、統合専用端末にて、照会結果ファイル(基本5情報等)をダウンロードする。市町村国保については、システム自動処理により照会結果ファイルを運用支援環境の委託区画ファイルに格納した上で、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が照会結果ファイルと委託区画に登録されている基本5情報の突合を行い、その結果(突合結果情報)をサーバー間連携により市町村国保に通知する。

※ 情報提供サーバーアプリケーションは医療情報基盤・診療報酬審査支払機構職員のみが利用できる。

4.PMH-ID払い出し、送付及び保有事務

(1) PMH-ID払い出し、送付及び保有



- (備考)
- 5-1. PMHから医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境にて個人番号を受領。
 - 5-2. 運用支援環境にて受領した個人番号に紐づく加入者等を特定し、PMH-IDを払い出しPMHへ送付。
払い出したPMH-IDを資格履歴ファイルに保有する。
 - 5-3. オンライン資格確認等システムへ紐付番号、PMH-IDを連携。
 - 5-4. PMHへ医療助成等の有効期限の照会。